

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 55 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>小学校に就学している子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）であって、人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること（前号に該当するものを除く。）。</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。